

国家公務員法等の一部を改正する法律案の概要

1. 定年の段階的引上げ

現行60歳の定年を段階的に引き上げて65歳とする。

	現行	令和5年度 ～6年度	令和7年度 ～8年度	令和9年度 ～10年度	令和11年度 ～12年度	令和13年度 ～【完成形】
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

(※) 定年の引上げに併せて、現行の60歳定年退職者の再任用制度は廃止

(定年の段階的な引上げ期間中は、定年から65歳までの間の経過措置として現行と同様の制度を存置)

3. 60歳に達した職員の給与

人事院の「意見の申出」に基づき、当分の間、職員の俸給月給額は、職員が60歳に達した日後の最初の4月1日(特定日)以降、その者に適用される俸給表の職務の級及び号俸に応じた額に7割を乗じて得た額とする。

(役職定年により降任、降給を伴う異動をした職員の俸給月額は、異動前の俸給月額の7割水準)

4. 高齢期における多様な職業生活設計の支援

① 60歳以降定年前に退職した者の退職手当

60歳に達した日以降に、定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、当分の間、「定年」を理由とする退職と同様に退職手当を算定する。

② 定年前再任用短時間勤務制の導入

60歳に達した日以降定年前に退職した職員を、本人の希望により、短時間勤務の官職に採用(任期は65歳まで)することができる制度を設ける。